

平成 27 年度 予算編成方針

“豊かさ”をみんなで育む
市民力都市・三豊



三豊市

— 目 次 —

☆ 平成27年度三豊市予算編成方針……………	1
○ 重点事項・基本方針……………	2

各部（局）長

三豊市長 横山 忠始

平成 27 年度 三豊市予算編成方針

1 経済状況と国の動向に対する考え方

我が国の経済は、国の経済対策により、景気は緩やかな回復基調にあるとされている。しかし、消費税引上げに伴う駆け込み需要の反動により、景気に弱い動きがみられることや、地方では、景気回復の実感が乏しいなど、引き続き状況を見極め、慎重に対応していく必要があるものと捉えている。

このような中で、国の「平成 27 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」においては「中期財政計画」に沿って、平成 26 年度予算に続き、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、メリハリのついた方針となっている。そのため、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設け、予算の中身を大胆に重点化するものとなっており、本市の予算編成についても、平成 26 年中に判断される「消費税率の 10% への引き上げ」や子ども・子育て支援新制度の導入をはじめとする「社会保障制度改革」の影響など、その動きをしっかりと注視し、適切に対応していく必要がある。

2 予算編成の基本的な考え方

平成 27 年度予算については、「三豊市新総合計画」後期基本計画に示されたまちの将来像「“豊かさ”をみんなで育む市民力都市・三豊」を目指し、本市が直面する多様化・高度化する行政需要に的確に対応していくため、「選択と集中」という視点に立ち、限られた経営資源を効率的・効果的に配分するなど、財政の健全化に向けた取組を着実に推進することが必要である。

本市の財政状況は、目前に迫っている普通交付税の合併算定替終了に伴う一般財源の減少と、平成 26 年度から本格化している大型建設事業の実施に伴う財政負担や公共施設の再配置問題などを考慮すると、中長期的には厳しい状況が見込まれている。将来世代に負担を先送りしないためには更なる行財政改革を進めるとともに、全職員が、市民感覚と市民目線に立ち、知恵と工夫とやる気を持って、「事務事業の聖域なき見直し」と「財源の確保」を基本とした予算編成を行う必要がある。

最後に、三豊市自らの意志と知恵で、地域を創り守り育てる「自主・自立」したまちづくりを市民とともに進めるため、最少の経費で最大の行政効果が得られるような予算づくりに取り組むこととする。

重点事項

予算編成に当たり、「楽しい三豊づくり」と「選択と集中」の視点に立ち、まちづくりにおいて特に必要と認められる事業については、重点プロジェクトとして財源の重点配分を行うものとする。

重点プロジェクトは、次に掲げる基本目標に対応するもののうち、「三豊市新総合計画」第七期実施計画（平成27年度～平成29年度。以下「第七期実施計画」という。）における各部の運営方針で示されたものとし、その使用可能一般財源総額については、別途通知する。

【基本目標】

- ① 活気にあふれ、産業が躍動するまちづくり
- ② 豊かな自然と共生し、環境にやさしいまちづくり
- ③ 人々が助け合う、安全・安心なまちづくり
- ④ 人々が支えあい、健康でいきいきと暮らせるまちづくり
- ⑤ 豊かな心を育み、文化を発信するまちづくり
- ⑥ とともに考え行動する、自らが創るまちづくり

基本方針

1 新規事業及び既存事業の拡充に係る方針

平成27年度予算編成については、「三豊市新総合計画」（以下「新総合計画」という。）で示された、三豊市が自治体として目指すまちづくりの施策の大綱に沿った編成を行う。また、第七期実施計画に沿った予算編成とする。

平成27年度についても、大型建設事業が集中し過去最大の予算規模となる見込みであり、実施設計等に基づいた事業費の精査を行うとともに、事業費の平準化を図り、合併特例債等有利起債を活用した積極的かつ効果的な予算編成を行う。ただし、通常の普通建設事業はもとより、市単独事業については抑制していく方針とする。

- (1) 新規事業及び既存事業の拡充については、補助金等の活用はもとより、その財源は既存事業の廃止・縮小等により捻出するスクラップ・アンド・ビルドを前提とする。事業の終期を設定することとし、原則3年以内とする。特に政策的な事業については政策部長の査定を行うものとする。
- (2) 新総合計画に位置付けの無いものは、原則として認めない。
- (3) 市政10周年を迎えることから、対内外に三豊市をアピールできる事業を企画立案することとするが、事業の効果を十分検討することとする。

2 既存事業の見直し及び廃止並びに歳入確保に係る方針

限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ）の選択と集中を図るため、事務事業の見直し、廃止に取り組むこと。また、人件費についても事務事業と同列の位置づけであることを認識し、予算編成に取り組むこと。また、財源確保と負担の公平性の観点から、市税等の収納率の向上や、補助金等歳入確保に繋がる取組を積極的に提案すること。

- (1) 前例踏襲という固定観念を捨て、ゼロベースの視点で事業の再構築を図るとともに、新総合計画の重点施策以外の事務事業については、幅広く見直しや廃止の可能性を検討すること。
- (2) 近隣自治体での実施水準を比較し、過剰な行政サービスは見直すこと。
- (3) 民間委託や民営化により、サービスの質の向上及び経費の削減を図ることが可能な事業については、アウトソーシングに関する指針（平成23年3月25日付け政策部長通知参照）により積極的に検討すること。
- (4) 普通交付税合併算定替終了に向けて、歳入に見合う財政構造への転換と長期的に持続可能な財政基盤の確立に向け、徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全化に努める。

3 枠配分について（別紙参照）

平成26年度当初予算一般財源を考慮の上、経常的経費を3%削減し、各課等（以下「各部門」という。）に枠配分する（消費税増税分も含める。）。

その枠内予算額で平成25年度決算の状況や事務事業評価など十分に分析し、各部門が自主的、主体的に事務の効率化、事務経費の見直しに努め、徹底した経費の削減に取り組むこと。また、事務費等庁費については、枠配分に関わらず、削減に努めること。

4 歳入

- (1) 予算要求書の作成に当たっては、積算根拠を明確にし、過大見積もりを避け適正な財源を計上すること。
- (2) 市税については、経済情勢の推移、税制改正等を十分勘案するとともに、的確な判断により、確実な見込み額を計上すること。また、税負担の公平を期するため、課税客体の把握漏れのないよう留意すること。
- (3) 分担金及び負担金については、徴収基準に基づく、適正な負担の確保を図ること。
- (4) 使用料及び手数料については、消費税率10%引上げが未確定のため、情報収集を行い、関係例規の改正等の確実な対応を図ること。
- (5) 国及び県支出金については、行財政制度の動向を把握して補助率等を必ず明確に表示し、的確に見積もること。また、計上に当たっては、超過負担とならないよう特に留意すること。
- (6) 財産収入については、財産の現況を的確に把握し、効率的な活用に努めるとともに、周到的な処分計画を立てること。
- (7) 市債については、後年度の財政負担を考慮するとともに適債事業を選択すること。

5 歳出

- (1) 予算要求書の作成に当たっては、積算を正確にし、過大見積もりを避けること。また、各費目を通じ、必要性、緊急性、行政効果などに欠ける経費は計上しないこと。
- (2) 人件費、扶助費、公債費の義務的経費及び臨時職員賃金、時間外勤務手当については、現行制度に基づき積算すること。特に臨時職員賃金は年間必要額を計上し、増額補正のないようにすること。なお、臨時職員の任用については、人事課及び教育総務課のヒアリングにおいて承認されたもののみ、予算を計上すること。

- (3) 扶助費のうち市単独事業については、政策的要素もあるが、事業の内容変更（対象者の精査等）、廃止等事業の見直しを図ること。
- (4) 投資・政策的経費については、第七期実施計画に計上されていることを絶対的条件とし、予算規模等の関係上、優先順位を明確にすること。
- (5) 新規の市単独事業は原則 3 年間を期限とし、事業効果を十分検証すること。
- (6) 公共施設の整備については、平成 24 年 6 月議会での工事請負契約の変更契約に関する付帯決議に関連し、新たに公共施設（三豊市公共施設整備に関する事前協議実施規程第 2 条参照）の整備経費を要求する場合は、実施設計書に基づくとともに、あらかじめ公共施設整備検討委員会において施設整備の審査を受けておくこと。
また、公共施設再配置計画や実施要綱との整合性を図るとともに、補助金等適正化法第 22 条の運用改正を受け、現有施設の利用状況と運営方法の検討を行い、民間委託や転用、譲渡を含めて効率的な在り方に積極的に見直すこと。

6 特別会計

特別会計については、一般会計に準じ、経費の削減に取り組むこと。また、適正な受益者負担の確保を図り、収支の均衡に努め、業務運営の健全化に取り組むこと。

7 企業会計

企業会計については、一般会計に準じ、経費の削減に取り組むこと。また、経営の合理化を図るとともに、企業性格を十分に発揮し、独立採算制の確保に努めること。